

■福山市への行政視察を希望される他都市議会・議員の皆様へ

このたびは、福山市への行政視察を御検討いただきありがとうございます。  
行政視察のお申し込みにあたっては、次の申込方法等を御確認ください。

■申込方法について

手順1 福山市議会行政視察申込書に必要事項を御記入の上、メールでお申し込みください。  
※メールの件名は、「行政視察申込（自治体名）」としてください。

手順2 メール送信後、福山市議会事務局議事調査課へお電話ください。  
申込書の受付後、関係部署との調整を行い、受入れの可否を担当者様へ御連絡いたします。

手順3 受入れ可能となった場合、原則、視察予定日の3週間前までに、福山市議会議長あての依頼文書、調査事項、参加者名簿、視察行程表を送付してください。

**【申込先】**

福山市議会事務局議事調査課

〒720-8501 広島県福山市東桜町3番5号

電話番号 084-928-1136（直通） FAX 084-920-1104

メールアドレス：[giji-chousa@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:giji-chousa@city.fukuyama.hiroshima.jp)

■注意事項

- (1) 御希望の日が次の期日又は期間に当たる場合など、視察をお受けできない場合があります。
  - ・福山市役所の閉庁日
  - ・定例会又は臨時会の招集日の2週間前から最終日まで
  - ・委員会等の開催日
  - ・他都市の視察受入れが予定されている日
  - ・年度末の1週間程度及び年度初めの2週間程度その他、希望される事業の所管部署や施設の都合等により、受入れをお断りさせていただく場合があります。
- (2) お申し込みは、視察日の約2か月前から受付します。（所管課の準備の都合上、1か月前までにはお申し込みをお願いします。）
- (3) 送迎等の対応は行っておりませんので御了承ください。